

【 平成 1 5 年度税制改正 】

# IT投資促進税制の

## 創設について



**METI**

Ministry of Economy  
Trade and Industry

**経 済 産 業 省**

**商 務 情 報 政 策 局  
情 報 政 策 ユ ニ ッ ト**

# IT投資促進税制の目的と特徴

## 目的

ソフトウェア、ハードウェアの双方のIT投資を促進することで、企画・開発・生産・販売等の全ての段階における企業経営の効率化と新たなビジネス・モデルの創出を加速し、我が国産業の競争力を強化する。

## 特徴

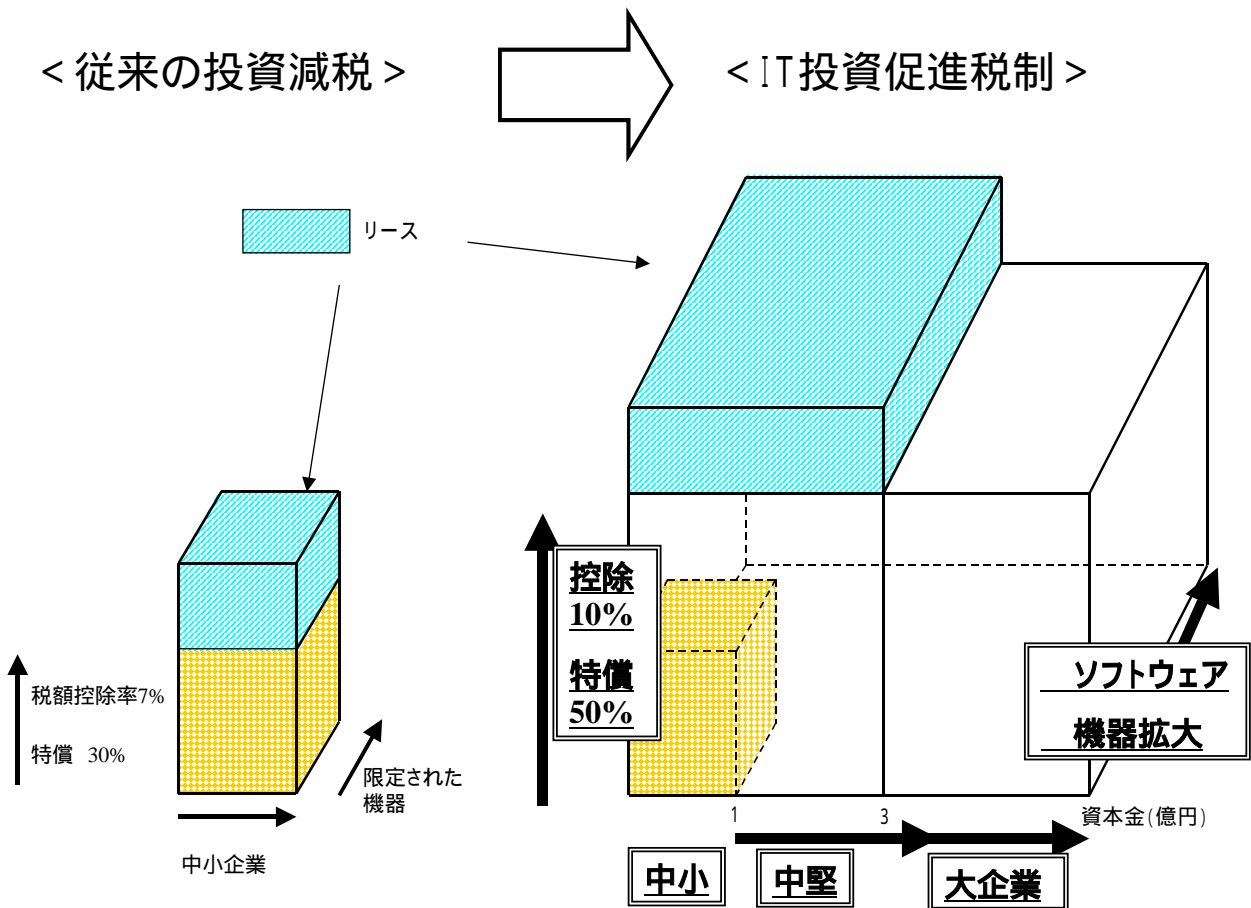
大企業を含め全ての企業・業種が対象。

ソフトウェア投資が初めて対象。ハードウェアの対象機器も拡大。

従前の減税措置に比べ、減税の措置内容が大きく拡大。

中小・中堅企業（資本金3億円以下）については、リース投資も税額控除の対象。

税額控除と特別償却が企業の状況に応じ、自由に選択可能。



# IT投資促進税制の制度概要

## 1. 適用を受けることができる者

青色申告を行う法人又は個人事業者

## 2. 対象設備

### 【ハードウェア】

電子計算機（パソコン、サーバー等）  
デジタル複写機                      ファクシミリ  
ICカード利用設備                      デジタル放送受信設備  
インターネット電話設備              ルーター・スイッチ  
デジタル回線接続装置

### 【ソフトウェア】

受託開発ソフトウェア  
パッケージソフトウェア  
自社開発ソフトウェア  
複写して販売する原本、開発研究用は除く

## 3. 税制特例の概要

対象設備の取得価額に対する税額控除10%又は特別償却50%を選択適用

### 【税額控除制度】

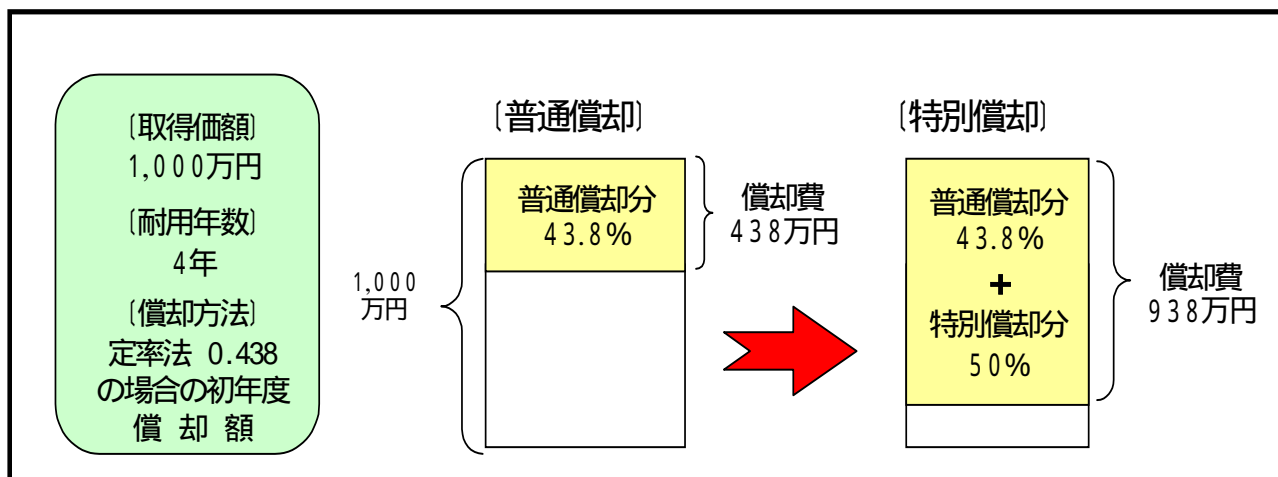
当期に支払うべき法人税額から一定割合を控除する制度

（取得の場合） 取得価額 × 10%

（リースの場合） リース費用総額 × 60% × 10%

### 【特別償却制度】

対象となる設備等について、事業の用に供した最初の事業年度において、その資産の取得価格の一定割合を普通償却に加算して償却できる制度



## 4. 税制の適用を受けるための留意点

### (1) 取得価額

本税制の適用を受けるためには、当該事業年度において、対象設備等の取得価額の合計額が下記の金額以上となる必要がある。

( ) はリースの場合

|        | 資本金 3 億円超  | 資本金 3 億円以下      |
|--------|------------|-----------------|
| ソフトウェア | 600 万円 ( ) | 70 万円 (100 万円)  |
| ハードウェア | 600 万円 ( ) | 140 万円 (200 万円) |

ソフトウェア、ハードウェアは、それぞれ別に算定。

資本金規模についての分類は、大企業子会社であっても資本金基準が適用される ( 連結納税を適用している場合を除く ) 。

### (2) リース税額控除について

対象事業者.....資本金 3 億円以下の法人、又は個人事業者

対象リース資産.....リース契約期間が 4 年以上かつリース資産の耐用年数以下

#### 【計算式 ( 減税額 )】

例) サーバーを平成 15 年 6 月より年間リース費用 600 万で 5 年間リースした場合  
 $3,000 \text{ 万円 (リース費用総額)} \times \underline{60\%} \times 10\% \text{ (税額控除率)} = 180 \text{ 万円}$

### (3) 適用期間

適用期間 平成 15 年 1 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで  
平成 15 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度について適用  
平成 15 年 1 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの間に  
取得等をした場合  
⇨平成 15 年 4 月 1 日を含む事業年度において適用

### (4) その他の留意点 ( 注意事項 )

- ・中古品は対象外。
- ・国内にある当該法人の営む事業の用に供することが必要。
- ・税額控除額は法人税額の 20% を上限。ただし、超過分については 1 年に限り繰り越すことが可能 ( 繰越制度 ) 。
- ・ソフト・ハードともに、費用で処理するもの、一括償却資産として 3 年均等償却を行うものは適用外。
- ・本税制の適用を受ける機器等については、他の特別償却制度等の適用を受けることができない。

## 5. 具体例

### 資本金10億円のA社がY事業年度に人事管理システムを構築した場合

サーバー 800万円(取得)  
ICカード利用設備 500万円(取得)  
デジタル複写機 180万円(リース)  
(リース期間5年、年間リース費用36万円)  
人事管理システム(自社開発ソフトウェア) 2,000万円(取得)

#### 税額控除を選択した場合

##### 【ハードウェア・取得】

+ = 1,300万円      600万円 ...      控除金額130万円

##### 【ハードウェア・リース】

= 500万円      ⇨ 資本金3億円超なのでリース対象外

##### 【ソフトウェア・取得】

= 2,000万円      600万円 ...      控除金額200万円

⇒ 合計330万円の税額控除が可能

### 資本金3億円のB社がZ事業年度に社内システムを再構築した場合

パソコン 30万円×5台(取得)  
サーバー 100万円(取得)  
スイッチ 50万円(取得)  
顧客管理システム(ソフトウェア) 60万円(取得)  
財務会計システム(ソフトウェア) 150万円(リース)  
(リース期間5年、年間リース費用30万円)  
販売管理システム(ソフトウェア) 100万円(リース)  
(リース期間4年、年間リース費用25万円)

#### 税額控除を選択した場合

##### 【ハードウェア・取得】

+ + = 300万円      140万円 ...      控除金額30万円

##### 【ソフトウェア・取得】

= 60万円      70万円 ...      ×

##### 【ソフトウェア・リース】

+ = 250万円      100万円 ...      控除金額15万円

250万円(リース費用総額) × 60% × 10%(税額控除率) = 15万円

⇒ 合計45万円の税額控除が可能

## 6. 対象資産一覧

|               |   |
|---------------|---|
| イ 電子計算機       | 計数型の電子計算機(主記憶装置にプログラムを任意に設定できる機構を有するものに限る。)のうち、処理語長が32ビット以上で、かつ、設置時における記憶容量(検査用ビットを除く。)が256メガバイト(サーバー用のものにあつては、128メガバイト)以上の主記憶装置を有するものに限るものとし、これと同時に設置する附属の入出力装置(入力用キーボード、デジタイザー、タブレット、光学式読取装置、音声入力装置、表示装置、プリンター又はプロッターに限る。)、補助記憶装置、伝送用装置(無線用のものを含む。)、変復調装置又は電源装置を含む。 |
| ロ デジタル複写機     | 専用電子計算機(専ら器具及び備品の動作の制御又はデータ処理を行う電子計算機で、物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものをいう。以下この項において同じ。)により発信される制御指令信号に基づき画像情報をデジタル信号に変換し、色の濃度補正、縦横独立変倍又は画像記憶を行う機構を有するもの及び当該専用電子計算機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の自動原稿送り装置、排紙分類装置、給紙装置、プリンター又はファクシミリを含む。                             |
| ハ ファクシミリ      | 送受信データを蓄積する機構及び普通紙に受信データを印刷する機構を有するもののうち、最大伝送速度が毎秒28.8キロビット以上のものに限るものとし、これと同時に設置する専用の変復調装置、回線制御装置又は回線接続装置を含む。   |
| ニ ICカード利用設備   | ICカードとの間における情報の交換並びに当該情報の蓄積及び加工を行うもので、これと同時に設置する専用のICカードリーダライタ、入力用キーボード、タブレット、表示装置、プリンター又はプロッターを含む。   |
| ホ デジタル放送受信設備  | デジタル信号により送信される放送を受信しその信号を処理することが可能なもので、電気通信回線に接続し電気通信信号を発信する機能、瞬間的影像に併せデータの処理を行う機能及び高精細度な画像の処理を行う機能を有するものに限る。   |
| ヘ インターネット電話設備 | 専ら音声信号の変換又は交換を行う電気通信設備のうちインターネットプロトコルに対応するためのもの及びこれらの呼制御を行う制御装置に限るものとし、これらと同時に設置する専用の端末装置又は変復調装置を含む。  |
| ト ルーター・スイッチ   | インターネットを構成するルーター(通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を制御する機能を有する専用の電気通信設備をいう。)又はスイッチ(通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を選択する機能を有する専用の電気通信設備をいう。)のうち、毎秒45メガビット以上の伝送速度に対応するものに限るものとし、これらと同時に設置する集線装置を含む。  |
| チ デジタル回線接続装置  | 光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置、デジタル加入者回線伝送方式における音響と符号との周波数により分離する機能を有する装置、統合デジタル通信網に端末装置を接続する機能を有する加入者回線終端装置及び統合デジタル通信網にアナログ端末を接続する機能を有する信号変換装置に限る。  |
| リ ソフトウェア      | 電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるよう組み合わされたもの及びこれに関連するシステム仕様書その他の書類に限るものとし、複写して販売するための原本及び開発研究(新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。)の用に供されるものを除く。  |

## 7. 対象資産の例示

### イ. 電子計算機

【対象設備】

汎用コンピュータ(メインフレーム)、ミッドレンジコンピュータ、ワークステーション、パーソナルコンピュータ等

【機能要件】

- ・サーバー用のもの 処理語長32ビット以上、かつ、メモリ128MB以上
- ・それ以外のもの 処理語長32ビット以上、かつ、メモリ256MB以上

【附属装置】

入力用キーボード、デジタイザー(座標入力装置)、タブレット、イメージスキャナー、OCR、音声入力装置、ディスプレイ、プリンター、プロッター、磁気記憶装置(テープ、FD等)、ストレージ、光学記憶装置(CD-ROM、MO、DVD等)、無線LAN設備、モデム、電源装置(無停電電源装置、非常用電源装置等を含む。)等

### ロ. デジタル複写機

【対象設備】

デジタル複写機

【機能要件】

- ・複写濃度の調整が可能なこと
- ・縦横それぞれ倍率を設定することが可能なこと
- ・一度に複数枚の異なる原稿を記憶することができるメモリ機能を有すること

【附属装置】

ADF(Automatic Draft Feeder)ソーター、フィニッシャー、給紙トレイ、給紙カセット、プリンターコントローラ、FAXユニット等

### ハ. ファクシミリ

【対象設備】

ファクシミリ

【機能要件】

最大伝送速度が毎秒28.8キロビット以上のもの

ファクシミリ登載モデムが、ITU-T(国際電気通信連合)の規格に準拠した「スーパーG3」以上のものが該当。

【附属装置】

モデム、回線増設ユニット・ボード、LANボード、LANカード

### ニ. ICカード利用設備

【対象設備】

接触型ICカード、非接触型ICカード、非接触型ICタグ、パーソナルコンピュータ、サーバー、プログラマブルコントローラ

【附属装置】

リーダライタ(ICカード(RFIDを含む)とのデータの読み書きを行う装置)、入力用キーボード、タブレット、ディスプレイ、プリンター、プロッター



#### ホ. デジタル放送受信設備

##### 【対象設備】

デジタル放送チューナー内蔵テレビ

デジタル放送チューナー

又は と併せて購入するデジタル放送受信に必要なアンテナ・ブースター

##### 【機能要件】

- ・電話回線やLAN等と接続するインターフェイスを備えていること
- ・データ放送の受信が可能なこと
- ・ハイビジョン放送の受信が可能なこと

#### ヘ. インターネット電話設備

##### 【対象設備】

VoIPゲートウェイ、VoIPゲートキーパー、IP - PBX

##### 【附属装置】

IP電話端末、各種モデム

#### ト. ルーター・スイッチ

##### 【対象設備】

ルーター、スイッチ

##### 【機能要件】

毎秒45メガビット以上の伝送速度に対応するインターフェイスを有すること

##### 【附属装置】

ハブ

#### チ. デジタル回線接続装置

##### 【対象設備】

光アクセス機器、スプリッタ、DSU (Digital Service Unit)、TA (Terminal Adapter)

#### リ. ソフトウェア

##### 【対象ソフトウェア】

自社利用ソフトウェアとして無形固定資産に計上されるもの(原則)。

受託開発ソフトウェア、パッケージソフトウェア、自社開発ソフトウェアなどが該当。

#### 【注意事項】

- ・本表の設備はあくまで例示であり、他の機器についても要件を満たすものであれば対象となりうる。
- ・【付属装置】については、単独で購入してもIT投資促進税制の対象とならない。【対象設備】と同時に設置する場合のみ対象となる。



## 参考... I T 投資促進税制に関する主な根拠法令条文（一覧）

### 租税特別措置法

- ・ 第 10 条の 6 ... 情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除（個人事業者）
- ・ 第 42 条の 11 ... 情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除（法人）
- ・ 第 68 条の 15 ... 情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除（法人・連結納税適用の場合）

### 租税特別措置法施行令

- ・ 第 5 条の 8 ... 情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除（個人事業者）
- ・ 第 27 条の 11 ... 情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除（法人）
- ・ 第 39 条の 45 ... 情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除（法人・連結納税適用の場合）

### 租税特別措置法施行規則

- ・ 第 5 条の 11 ... 情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除の対象範囲（個人事業者）
- ・ 第 20 条の 5 の 2 ... 情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除の対象範囲等（法人）



**METI**  
Ministry of Economy  
Trade and Industry



経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課、情報政策課、情報通信機器課  
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1  
経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp>